

兵庫県立森林大学校広報コンテンツ制作等業務委託仕様書

1 事業名

兵庫県立森林大学校広報コンテンツ制作等業務

2 事業目的

森林大学校は、森林・林業の専門知識や技術を学べる関西唯一の専修学校である。

本校には、1年間に約60事業体、延べ150名を超える求人（令和7年度実績）が寄せられるなど、森林・林業分野から高い期待を寄せられている。

しかし、①少子化及びそれに伴う高校生に対する旺盛な他産業からの求人増加や、②同分野への転職や農山村への移住に興味がある大学生・社会人を含め、就学支援を受けながら必要なスキルを身に付けられる場所等としての認知度が低いことなどに因り、近年、学生確保に課題を抱えてきた。

そこで、令和7年度に、高校訪問の強化、本校公式 Instagram 及び Facebook における投稿の質的充実、新聞各社に対する記事化働きかけ等を行った結果、令和8年度4月入学生が前年度と比較して急増するなど、一定の効果を得た。

また、これと併行し、令和8年3月には、県ホームページ内に内容を充実させた森林大学校ホームページを構築して公開したほか、本校の魅力を伝えるイメージ動画やタブロイド紙などのコンテンツを制作した。タブロイド紙は、県内公立図書館などの公共施設に配布したほか、アウトドアショップなど商業施設で配架されている。

本年度においては、この広報強化の試みを継続させ、本校公式 SNS の投稿の質を上げるなど、広報コンテンツを一層と充実させることで、令和9年度4月入学生等の学生確保に繋げることを目的に事業を行う。

なお、本委託事業費の一部に国の「緑の青年就業準備給付金事業」の事務費を充当することから、同給付金による就業支援を受けられること等についても PR する。

3 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託料

金 7,000,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

5 業務内容

受託者は、事業目的の達成に向け、広報戦略及び手法について提案し、委託者と協議して実施すること。具体的な広報手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。

なお、提案にあたっては、下記の内容を必須とし、他に効果的な広報手法がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容について提案すること。

(1) 広報戦略の策定

事業目的を踏まえつつ、森林・林業を取り巻く現状課題や若者世代の心理行動特性、他学校との比較などの複合的な分析を行い、広報戦略を策定すること。

なお、森林大学校では、重点目標や評価項目を定め、達成状況や実績、課題や改善方策を検討する有識者会議を設置し、学校評価を行っている。森林大学校ホームページの学生募集ページ（※）で公開しているので広報戦略策定の参考とすること。

（※）森林大学校の学生募集ページ URL :

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/aff/examination/recruitment.html>

(2) WEB コンテンツの作成

(1)で制定した広報戦略に基づき、WEB サイトへ掲載するコンテンツを制作する。

ア 仕様

- ・コンテンツを 10 点以上制作すること。
- ・コンテンツの内容は写真や記事、グラフィック、動画など種類を問わない。ただし、動画は最低 2 点制作・納品すること。
- ・取材内容や表現の切り口等は提案によるが、各コンテンツが本校への興味関心を促す役割を有し、既存コンテンツを含め本校の世界観を閲覧者が正確に捉えることができるよう意識し企画すること。

イ 留意事項

- ・コンテンツに写真やグラフィックを使用する場合は、原則として本事業で撮影及び制作したものとする。やむを得ず、そのほかの写真等を使用する場合は、森林大学校と協議の上、権利関係に問題が無いことを保証すること。
- ・動画コンテンツの作成は、SNS 活用も想定し媒体特性に適した表現方法や構成、尺の長さで提案すること。

ウ 制作物にかかる作業等

- ①企画、構成、制作業務
- ②取材、写真撮影、画像収集業務
- ③校正・校閲業務

(3) タブロイド紙の作成

令和 7 年度に制作したタブロイド紙（※）とセットで配布することで相乗効果が期待できる内容とし、テーマや内容等を森林大学校に提案すること。

【提案の例】

- ・令和 9 年 4 月に創立 10 周年を迎えることから、その記念号として位置づけ、その象徴として各方面で活躍する卒業生に焦点を当てる
- ・森林が持つ多面的機能の重要性をアカデミックに説く
- ・カリキュラムが多彩で専門性豊かな外部講師を多く招いていることを特集する
- ・シェアハウスでの生活を紹介する

(※) タブロイド紙 URL: <https://web.pref.hyogo.lg.jp/cs01/news/20260306.html>

ア 仕様

- ①サイズ：タブロイド紙判を基本とすること。
- ②頁数：4ページ以上とする。森林大学校の魅力が伝わることを考慮し、最も適した頁数を提案すること。
- ③部数：10,000部
- ④色数：オールカラー
- ⑤紙質：問わないが、紙面が見やすい、利用しやすいものとする。
- ⑥校正：内容・文字校正4回程度
- ⑦納期：令和9年2月末（年間通して制作したコンテンツを活用のため）

イ 構成

令和7年度に制作したタブロイド紙等を参照のうえ、手にとってもらいやすい魅力的な内容及びデザインはもとより、媒体特性を意識したデザインで読みやすく分かりやすい優れた構成を提案し、森林大学校と協議のうえ制作すること。

※必須掲載内容：①学校名、学校概要（所在地、TEL・FAX、E-mail、ポータルサイトのURL）等

②学校の魅力を端的に伝えるタグライン

※注 意：PDF形式及びAdobe社ai形式でも併せて納品すること

ウ 製作物にかかる作業等

- ①紙面企画・校正・製作業務
- ②校正・校閲業務

エ 条件

タブロイド紙制作にあたっては、下記条件を踏まえ提案を行うこと。

- ① 高等学校生や大学生など若者や、転職検討中の者を軸として、森林大学校の特徴や森林・林業の魅力等を効果的に伝え、入学検討の動機付けとなる内容にすること。
- ② アウトドアショップやカフェなどの飲食店等にもパンフレットを置くことを念頭に、従来の学校案内のイメージにとらわれず、自然やレジャーに興味がある人等ターゲットとなり得る層が手に取りやすいデザインとすること。
- ③ 掲載する内容や各ページレイアウト等を工夫し、ターゲット層の目線に立った紙面とすること。
- ④ 納品までの適正なスケジュール、工程を提案すること。
- ⑤ (2)で制作したコンテンツや森林大学校から提供する写真等を活用して紙面制作を行うこと。
- ⑥ ②で念頭に置いたカフェなど商業施設への配架を進められるよう、配架先（例：受託者とつながりがあるショップ、イベント等）を提案すること。

(4) SNSのディレクション及び運用業務

森林大学校公式SNS(※)について、効果的な発信となるよう、アカウント全体のディレクションを行うとともに、森林大学校職員による投稿の指導を行うこと。

また、(2)で制作したコンテンツ等を用いて SNS に適した形に制作し、月 2 回以上の頻度で投稿を行うこと。

なお、投稿にあたっては、内容や時期が重複しないよう森林大学校 SNS 担当者と事前調整すること。

また、投稿にあたっては、月 1 回以上、本校が行う実習に同行するなどし、写真等を撮影のうえ、授業の様子が伝わる内容とすること。ただし、撮影する実習については、授業計画を踏まえ森林大学校と協議のうえ選定すること。

※本業務の対象とする森林大学校公式 SNS

Instagram :

https://www.instagram.com/hyogo_shinrindai/

YouTube :

<https://www.youtube.com/channel/UCy14vTvhJELU5t79su7WTMw>

Facebook :

https://www.facebook.com/hyogoshinrindai/?locale=ja_JP

(5) WEB・SNS 広告の制作と配信

ア 概要

自然が好き、森林や林業に興味がある、農山村で暮らしたい、体を動かす仕事に就きたいといった森林大学校への志望につながる考えを持つ高校生や大学生・社会人等が進路として森林大学校を認知するきっかけとなるような広告を制作する。

イ 広告制作

本委託業務により撮影した画像等、森林大学校が提供する画像等により広告を行うこととし、詳細は森林大学校と受託者が協議のうえ決定すること。

ウ 広告の運用

配信エリアや配信デバイス、性別や年齢といったセグメント設定等については、(1)で策定した広報戦略を踏まえて森林大学校に提案すること。

エ その他

- ① どの SNS で公告を行うかや広告配信の期間などは、森林大学校と受託者で協議すること。ただし、オープンキャンパスや入学試験を踏まえ 7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、2 月の配信は必須とする。
- ② 広告の配信は、1 ヶ月単位で計画し、配信開始日と終了予定日を事前に森林大学校に報告すること。
- ③ 受託者は、各広告の運用に必要なすべての設定や手続きを行うこと。
また、森林大学校側に必要な設定については、受注者と協議のうえ進めることとする。
- ④ 広告運用については、効果的な配信を心掛けること。
- ⑤ WEB や SNS のポリシー等により、広告を配信できない事態が発生した場合や、その他不測の事態が発生した場合は、森林大学校と受注者が協議のうえ処理すること。

オ 広告運用結果の報告

以下の報告を月単位で、また、配信が連続月（例：10月と11月）にわたる場合は、その連続月単位で行うこと。

- ① 中間報告：広告表示数、クリック数などがわかり、状況確認を行うことができるもの。ただし、連続月の場合、半月に1回は報告すること。
- ② 全体総括：広告配信結果の総括。

6 打合せ

(1) 日時

- ・初回打合せは6月15日を予定している。あらかじめ予定確保しておくこと。
- ・その後、必要に応じて日程調整を行い実施

(2) 場所

- ・初回打合せは、兵庫県本庁舎内の会議室もしくは本庁舎周辺での開催する。会場は、森林大学校が手配する。
- ・その後、必要に応じて開催する打合せについては、対面・オンラインの別も含め、森林大学校と受託者とで協議して場所を決定する。

7 実績報告

(1) 業務完了報告書・成果物の提出

- ① 業務完了報告書（森林大学校が別途指定する様式）
- ② 5(2)で作成したコンテンツのデータ
- ③ 5(3)で作成した以下のデータ及び印刷物

| 様式 | 数量 |
|--------|---------------|
| タブロイド紙 | フルカラー 10,000部 |
| PDFデータ | 1式 |
| ai.データ | 1式 |

(2) 提出期限

令和9年3月31日（火）

8 動画制作・納品する場合の留意点

- (1) BGM等の音楽素材を使用する場合は、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- (2) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- (3) 動画について、動作確認を十分に行うこと。
- (4) 動画作成においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。
- (5) 撮影を必要とする場合は、実績のあるカメラマンにて行うこと。
- (6) ソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- (7) 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。

- (8) 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。(納品は、動画データの形態にて最適な解像度でおこなうこと。)
- (10) 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- (11) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (12) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

9 業務実施上の注意事項

(1) 契約の締結

本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果物の利用（二次利用）

業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回託及びその他賠償等について対応すること。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 著作権等の取り扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(10) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(11) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(12) その他

- ① 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。